

群馬県建築業組合連合会
第1部会長・住宅対策部長
齊藤 和雄

「ゆうゆう住宅」利用推進チラシ送付のご案内

全建総連では、特定団体として「ゆうゆう住宅」を取り扱い、住宅保証機構㈱が提供する住宅瑕疵担保責任保険（通称「まもりすまい保険」）の最低限必要な設計施工基準よりもさらに上回る団体独自の設計施工基準を設けています。

また、加入保険料でも最大の割引率が適用され、まもりすまい保険の保険料より割安な保険料で加入ができます。

この「ゆうゆう住宅」は、全建総連の組合員限定で利用できる有利な制度として2008年7月の設立以後、4,753戸（2015年7月27日現在）の実績を挙げてきました。

つきましては、組合員の皆様に向けて「ゆうゆう住宅」の利用推進を目的としたチラシを作成しましたので、広くご活用いただきますようご案内をお願い申し上げます。

高耐久・高品質な木造戸建住宅

ゆうゆう住宅

「ゆうゆう住宅」は住宅保証機構(株)の
住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」が適用されます

「ゆうゆう住宅」の設計施工基準で建てる新築の木造戸建住宅は、
一般住宅に比べ保険料が割安です。

これは、全建総連の組合員だけが利用できる有利な制度です。

お得な保険料

一般住宅と比べ
保険料が割安

組合員限定

有利な制度を
積極的に活用

住宅の床面積	保険料等 (保険料+現場検査手数料)	
	ゆうゆう住宅※	一般住宅
100㎡未満	38,890円	63,560円
100㎡以上125㎡未満	42,570円	70,230円
125㎡以上150㎡未満	49,970円	83,640円
150㎡以上180㎡未満	55,200円	92,730円
180㎡以上	65,490円	111,270円

●左表は、資力確保義務のある建設業者及び宅建業者(中小企業者コース)、基本契約(保険金2,000万円)の場合の金額。

●現場検査手数料は、2階建(現場検査2回)の場合の金額。

●左表金額には、一般住宅は住宅保証機構による現場検査2回分(1回目と2回目)の現場検査手数料、ゆうゆう住宅は住宅保証機構による1回分(2回目)の現場検査手数料が含まれます。

※ゆうゆう住宅は、左表の金額に加えて1回目の現場検査手数料等を別途いただきます(詳細は所属する県連・組合にお問い合わせ下さい)。



全国建設労働組合総連合(全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15 TEL 03-3200-6221 FAX 03-3209-0538

<http://www.zenkensoren.org/>

住宅瑕疵担保責任保険の加入は 「ゆうゆう住宅」に決めよう

一般住宅と比べ

保険料が割安

保険申込手続き

組合が支援

基礎配筋検査は第三者

確かな信用

新築住宅を請負う施工者や売り主は、住宅に瑕疵が生じた場合に瑕疵担保責任を果たすための資力確保（必要な資金を出せる能力の確保）が義務づけられています。

資力確保の方法は、「保証金の供託」または「保険への加入」を選択します。「保険」は、保険料を必要とし、万一瑕疵が生じた場合は補修等の費用について保険金が支払われます。

※別掲の「保険期間と保険金」「保険の対象となる範囲」を参照。

「保険」の加入にあたっては、全建総連の組合員で「ゆうゆう住宅」の設計施工基準を満たす新築の木造戸建住宅を建設する時は、一般住宅よりも、保険料が割引されてお得です。

「ゆうゆう住宅」では、2回の現場検査のうち、1回目の基礎配筋完了検査を全建総連の団体検査員（組合員）が確認します。第三者による検査で「建築主へ施工者に対する信用をアピール」できます。

保険期間と保険金

保険期間

引渡から10年間

事故の際に支払われる保険金

1住宅あたり限度額

…**2,000万円**（基本契約）

※オプションで3,000～5,000万円のコースあり

1事業者あたり限度額

…**年間請負金額の10%**
又は1億円の大きい額

上記の範囲内で…

瑕疵補修額
調査費用等

※1

免責金額
10万円

×

80%

※2

※1 「調査費用等」とは調査費用及び仮住居・移転居費用を指します。また、これら費用にも限度額があります。

※2 被保険者が倒産等の場合には100%となります。

保険の対象となる範囲

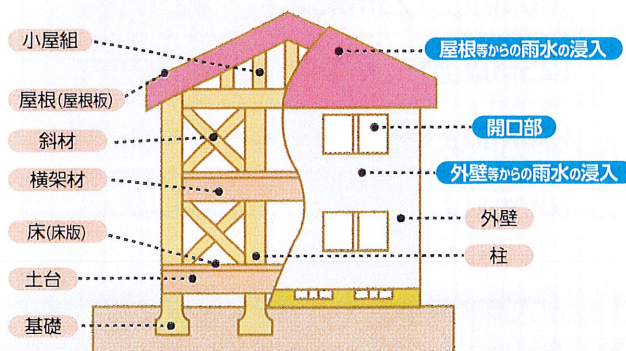
住宅品質確保法で定められた、構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分に関する瑕疵担保責任の範囲が対象。

保険の
対象事例

- 基礎・柱・はり・壁等のひび割れ、欠損など
- 床の傾斜、たわみ、破損など
- 壁の傾斜、たわみ、破損、雨漏りなど
- 屋根からの雨漏りなど（仕様による）
- 土台、柱などの傾斜、たわみ、破損など

木造軸組工法の戸建住宅

（例）2階建ての場合の骨組み（小屋組、軸組、床組）等の構成



「ゆうゆう住宅」の加入手続きは県連・組合にお問い合わせ下さい